

令和7年度 税制改正

重要

★ News 『防衛特別法人税』創設→令和8年4月1日以後開始事業年度～

令和7年度税制改正で「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(防衛法)」が改正され、『防衛特別法人税』が創設されました。

国会での税制改正の議論が「年収の壁」に集中した形となった中で成立した『防衛特別法人税』は、増税規模は大きく、来年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになりました。

【『防衛特別法人税』の概要】

- ・納税義務者…法人の規模等に関係なく、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人
- ・課税事業年度…法人の令和8年(2026年)4月1日以後に開始する各事業年度
- ・防衛特別法人税額…所得税額控除など一定の税額控除を適用せずに計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に、4%の税率を乗じて計算した金額
- ・申告…防衛特別法人税額が0であっても申告は必要。「防衛特別法人税確定申告書」を提出する。

★ News 令和7年分『路線価』・4年連続で上昇

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる令和7年分の「路線価」を公表しました。全国約318,000地点の標準宅地(1㎡当たりの価格)の平均は、前年比2.7%増、4年連続の上昇となりました。都道府県別の上昇率は東京が8.1%増と最も大きく、長野県白馬村32.4%増はじめ別荘地や観光地が上昇する一方、新潟、奈良、四国4県、岐阜など12県で下落しています。愛知の上昇率は2.8%増。名古屋国税局管内の上昇率1位は岐阜県高山市、名古屋市の上昇率1位は千種区今池の14.3%でした。

※ 地価の指標には、路線価及び以下のようなものがあります。

	公表する官庁	目的・内容	評価時点	公表
路線価	国 税 庁	土地の相続税や贈与税の算定基準となる。 (公示地価の80%程度)	毎年1月1日	7月上旬
公示地価	国土交通省	全国約26,000地点で評価。路線価の目安・固定資産税評価の規準。土地取引価格の指標となる。	毎年1月1日	3月
基準地価	都 道 府 県	都道府県が選んだ「基準地」を調査し都道府県が価格を評価。公示地価と情報を補完する。	毎年7月1日	9月
固定資産税評価額	市 町 村 東京23区は都	固定資産税や不動産取得税、登録免許税の算出根拠(公示地価の70%程度)となる。	3年に1回更新 1月1日	3～4月

★ News 『改正戸籍法』→戸籍の氏名にフリガナ・市区町村長から「通知」

改正戸籍法が令和7年5月26日施行され、令和8年5月26日から戸籍の氏名にフリガナが記載されます。施行日以降、本籍地の市区町村長から、記載する予定のフリガナが郵送で通知されるので、

- ・確認し、通知のフリガナが正しければ、届出をしなくても通知どおりに戸籍に記載される。

パスポートや年金など、既に使用しているフリガナに注意！

- ・通知のフリガナが誤っていたら、届出をする。

また、令和7年5月26日以降、出生等で新たに戸籍に記載される名前は「文字の読み方として一般に認められているもの」というルールが設けられました。(例:太郎をジョージ→認められない)

戸籍上のフリガナと違うと、既に使用しているフリガナの変更手続が必要となる場合も。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

